

## 国立市有料ごみ処理袋広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国立市有料広告掲載に関する取扱要綱（平成18年9月国立市訓令第33号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、国立市指定有料ごみ処理袋（以下「指定ごみ袋」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する媒体)

第2条 広告を掲載する指定ごみ袋は、家庭系有料ごみ処理袋の可燃ごみ用、容器包装プラスチック用の2種、それぞれ中袋（10ℓ相当）、大袋（20ℓ相当）、特大袋（40ℓ相当）の内袋と外袋とする。内袋は1枚、外袋は10枚入り1組を単位とする。

(広告の掲載枠)

第3条 広告の掲載枠は、指定ごみ袋の可燃ごみ用と容器包装プラスチック用の内袋と外袋における全4枠とする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、指定ごみ袋の内袋表面の中央部、外袋の表面上部とする。

ただし、指定ごみ袋の製造に際し支障が生じたときは、市は広告主と協議の上、掲載場所を変更することができる。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。外袋文字の印刷色は原則を基本とするが、協議によって変更することができるものとする。

種別		広告文字色	広告サイズ 縦×横 (mm)
内袋	可燃ごみ用 中袋(10ℓ相当)	黒色	縦 85×横 220
	可燃ごみ用 大袋(20ℓ相当)	黒色	縦 140×横 290
	可燃ごみ用 特大袋(40ℓ相当)	黒色	縦 145×横 400
内袋	容器包装プラスチック用 中袋(10ℓ相当)	黒色	縦 85×横 220
	容器包装プラスチック用 大袋(20ℓ相当)	黒色	縦 140×横 290
	容器包装プラスチック用 特大袋(40ℓ相当)	黒色	縦 145×横 400
外袋	可燃ごみ用 中袋(10ℓ相当)	白色、黒色	縦 40×横 135
	可燃ごみ用 大袋(20ℓ相当)	白色、黒色	縦 55×横 150
	可燃ごみ用 特大袋(40ℓ相当)	白色、黒色	縦 75×横 190
外袋	容器包装プラスチック用 中袋(10ℓ相当)	白色、青色	縦 40×横 135
	容器包装プラスチック用 大袋(20ℓ相当)	白色、青色	縦 55×横 150
	容器包装プラスチック用 特大袋(40ℓ相当)	白色、青色	縦 75×横 190

(指定ごみ袋の種類及び枚数)

第6条 広告を掲載する指定ごみ袋については次のとおりである。なお、印刷枚数については概ね1年間で消費する程度のものとする。

家庭系有料ごみ処理袋 内袋分および外袋分

種別	種別2
可燃ごみ	中(10ℓ相当)
可燃ごみ	大(20ℓ相当)
可燃ごみ	特大(40ℓ相当)
容器包装プラスチック	中(10ℓ相当)
容器包装プラスチック	大(20ℓ相当)
容器包装プラスチック	特大(40ℓ相当)

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料は、内袋1枠で月額38,500円(税込)、年額462,000円(税込)。外袋1枠で月額27,500円(税込)、年額330,000円(税込)とする。

- 2 還付する場合の広告掲載料には、還付加算金及び利子を付さない。
- 3 広告掲載料は、市が指定する期日までに一括前納するものとする

(広告掲載の募集及び申込みの方法)

第8条 広告掲載の募集は公募によることとし、市ホームページ、市報等により広告掲載希望者を募集する。ただし、事業者に対し個別案内を行うことはこれを妨げない。

- 2 広告掲載の申込みは、要綱第7条に規定する様式に記載し、必要資料等と広告の原稿案を添付して、電子メールにより市のごみ減量課に提出するものとする。
- 3 申込みに当たって、掲載希望者1人についての枠の制限を設けない。

(広告時期)

第9条 広告時期は、広告を掲載した指定ごみ袋を製造後流通が始まる当該年度の6月頃から翌年3月末日まで(当該期限日までに当該指定ごみ袋が売り切れなかった場合にあつては、当該指定ごみ袋が売り切れるまで)とする。

(版下の提出)

第10条 広告掲載の決定を受けた者は、完全版下を電子データで次のとおり作成し、ごみ減量課に提出しなければならない。

- (1) 電子データ 原則としてアプリケーションソフトであるイラストレータ(拡張子がaiであるもの)で作成し、フォントを全てアウトライン化する。また、イラストレータデータと併せてPDFデ

一タも送付すること。

(広告掲載の取消し)

第11条 広告掲載上支障があると判断した場合、又は指定期日までに料金を納入しなかった場合には、当該広告の掲載を取り消すことができる。また、広告主の責任に帰する取消しにより広告の掲載ができなくなった場合には、市の損害を賠償するものとする。

2 取消しにより還付が発生した場合、還付加算金及び利子は付さない。

(広告枠の貸付)

第12条 第6条から前条までの規定にかかわらず、広告代理店等へ広告枠を貸し付けることにより、広告掲載に係る手続を行わせることができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和8年 月日から施行する。